

東京簡裁における民事調停事件の実情

東京地方裁判所所長代行者

東京簡易裁判所司法行政事務掌理者

太 田 豊

一 はじめに

簡易裁判所は、比較的小規模な事件を簡易迅速に処理することを本来の任務としている。「国民に身近で、親しみやすく、利用しやすい」ことが事務処理の基本であり、平成六年九月に都区内にあった一二の簡易裁判所を集約して新たに東京簡易裁判所が発足した際のスローガンでもあった。そして、集約に際して最も力を入れたものの一つが調停部門の充実強化であって、そのために幾多の新機軸が採り入れられたが、集約から二年余を経過した現在、ほぼ順調に機能しているといえることができる。

本稿では、新しく発足した東京簡易裁判所（以下「東京簡裁」という。）における民事調停事件処理の実情について紹介したい。

二 事件の処理体制

1 調停部門の構成

(一) 東京簡裁は、東京二三区を管轄区域としているが、年間の取扱件数が膨大で関与するスタッフも大勢であることから、調停事件を担当する専門のセクションとして民事第六室を設け、コンピューター・システムを導入して調停事件、調停室及び調停委員の一元的な管理を行っている。

(二) 民事第六室は四つの係に区分され、それぞれに、裁判官三名、主任書記官一名、書記官三名、事務官二名のほか、調停委員約一四〇名ずつが配置されている。

平成九年一月一日現在における調停委員の配置状況は、第1表のとおりである。調停委員の職業、資格等はさまざまであるが、弁護士と一般民間人のほか、不動産鑑定士、建築士、医師等の専門家も数多く含まれている。

そして、それぞれの事件の内容に相応しい委員を指定し、その処理に適した調停委員会を構成することができるよう配慮されている。なお、専門家の調停委員は、配置された以外の係の事件にも関与することが認められている。

第1表 係別調停委員配置表

平成9年1月1日現在

係	弁護士	専 門 家			一 般	合 計
		鑑定士	建築士	医 師		
1	79	11	3	3	46	142
2	78	11	2	4	45	140
3	80	11	1	4	47	143
4	79	10	3	4	46	142
合 計	316	43	9	15	184	567

(三) 調停事件の執務要領

東京簡裁における調停事件の処理は、平成三年一月に東京地方裁判所及び同管内の簡易裁判所によって策定された「民事調停事件処理要領(案)」(判タ八〇〇号七五頁以下に掲載)に準拠して行われてきたが、新たに発足した東京簡裁の組織、機構及びOA化等の現状に適合しない部分が多くなり、特に賃料改定事件に関しては前提となる客観的な経済状況が大きく変化していることから、全面的な改正が加えられ、平成九年一月六日付けで東京簡裁独自の「民事調停事件処理の手引」が作成されて利用に供されている。

2 調停室

(一) 調停室は、現在、合計四一室あり、各係が一〇室ずつ専用使用することを基本としているが、事件の増加傾向が著しい現状のもとでは、時間帯によっては期日の指定が窮屈となる場合も少なくないようである。

(二) 期日の指定は、一件当たり一時間を単位とし、午前二件、午後三件を原則としているが、調停の経過によっては一件当り二時間とする扱いも行われている。

かくして、四一の調停室において一週間に処理することの可能な事件数は、一日当たり五件として、合計一〇二五件となる(五件×四一室×五日間)。

(三) 調停室は、ランプ(使用表示灯)の色によって使用状況が把握できるシステムとなっている。ボタン一つの操作によって、当事者が揃うと緑色に点灯し、調停委員が入室して調停が開始されるとオレンジ色に点灯し、調停が終了するとランプが消える仕組みである。

各調停室を番号順に表示した電光掲示板が、調停

総合センター、調停委員室、書記官室にそれぞれ設置され、ランプの色の変化が各調停室の入口に設置された使用表示灯にも連動して、どの調停室がどのような使用状況にあるかが一見して確認できるシステムとなっている。

(四) 各調停室には、インターホンが設置され、申立人待合室、相手方待合室、廊下等の天井に設置されたスピーカーを通じて当事者その他の関係者を調停室に案内することができる。

3 調停総合センター

(一) 調停総合センターは、調停期日の円滑な実施を図る目的で、東京簡裁の発足に際して、調停係の書記官室とは別に設置されたものである。調停期日における事件記録の取揃え、調停委員との間の授受、当事者の出席状況の把握、調停室への案内などの事件関係者に対するサービスのほか、コンピュータによる調停事件、調停室及び調停委員の管理システムの拠点としての役割を果たしている。

(二) 調停事件の管理システムは、事件受け及び記録係のほか、調停総合センターと書記官室の端末機によって連結されており、受付・分配から最終までの事件管理、調停室の予約及び使用管理、調停委員の専門分野等の情報データの集積と旅費日当の計算、各種データの検索と印刷等に威力を発揮している。

4 夜間調停と分室における調停

(一) 夜間調停

(1) 司法サービスの一環として、勤務等の都合で夜間の調停を希望する者のために、東京簡裁本庁において夜間調停を実施している。しかし、双方の都合が合わないなどのために、当初の予想通りには活用されていないようである。

(2) 実施要領

曜日 毎週月、水、金
時間 午後五時三〇分から午後七時三〇分まで

裁判官 調停係裁判官による当番制

書記官 民事部の全書記官による二名の当番制(夜間受付と受付相談を兼ねる。)

調停委員 夜間調停担当名簿の中から二名

(3) なお、多重債務弁済協定事件に関し、昼間働く債務者のために、弁済計画の検討などの準備期日として、申立人のみを対象とする夜間調停も実施している。

(二) 分室における調停

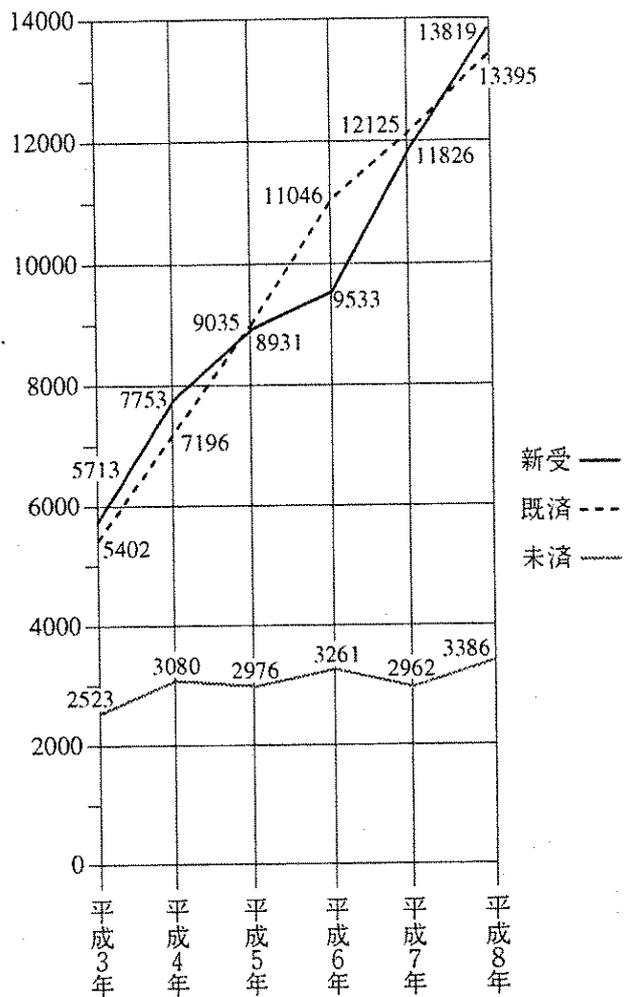
(1) 旧一二簡裁を集約するに際して、墨田、大森、中野及び北の四分室が置かれた。

そこでは、警察からの令状請求事務を処理するほか、本庁への出頭に支障のある利用者のために、一定の範囲で調停事件を処理している。なお、墨田分室では、ほかに道路交通違反事件の即日処理を行っている。

(2) 分室において調停事件を処理するのは、次のいずれかの要件に該当する場合である。

ア 分室に申立てのあった事件で、相手方の住所、居所、事務所等が当該分室の担当区域内にあるもの
イ 分室に申立てのあった事件で、当該分室において処理することについて当事者間に異議がないもの
ウ 本庁に申立てのあった事件で、分室において処理することに当事者間に異議がなく、かつ、調停委員会が当該分室において処理するのを相当と認め

第2表 東京簡裁における調停事件の推移



三 事件の動向

1 調停事件の推移

(一) 過去六年間の新受、既済及び未済事件の推移は、第2表のとおりである(平成三年から平成六年までは旧一二簡裁の合計)。いわゆるバブル経済の崩壊による影響が出はじめた平成四年から新受事件が著しく増加し、平成八年には平成三年の二・四倍を超えている。しかし、その間における未済事件の増加が一三四倍に止まっていることは、関係者の精力的な事件処理の成果を表わすものとして特筆される。

調停事件を取り扱うのは、本庁の調停部門である民事第六室と四つの分室が中心であるが、本庁の訴訟部門である民事第一室から第五室においても数多

く扱われている。これは、受訴裁判所が職権で付調停の決定をした上でみずから民事調停法一七条の調停に代わる決定をするためである。

平成八年の新受事件一三八一九件の取扱部門別の内訳は、次のとおりである。

民事第六室(調停部門) 一〇六二二件
分室 二〇〇件

民事第一室から第五室(訴訟部門) 二九九七件

(二) 平成八年の新受事件の種類内訳は、第3表のとおりである。商事調停事件が圧倒的な割合を占めているが、そのうち貸金業関係と信販関係とあるのが債務弁済協定事件といわれるもので、その両者のみで全新受事件の約五七パーセントを超えている。いずれも、債務者からサラ金やクレジット等の

債務の弁済条件の緩和を求めて申し立てられるもので、民事調停が債務者にとって「駆込み寺」の役割を果たしていることを如実に示すものである。

貸料改定事件は、調停前置主義を定めた民事調停法の改正を受けて増加し、宅地建物調停事件中の約三六パーセントを占めている。そのうち増額請求事件は約六〇パーセント、減額請求事件は約四〇パーセントであるが、後者の事件の割合が増えつつあることは、最近における貸料改定紛争の特徴を示すものである。

2 処理状況

(一) 平成八年の既済結果の内訳は、第4表のとおりである。そのうち、成立、不成立、取下の三者のみの対比をみると、成立率は六〇・三パーセントであるが、取下には調停の進行によって実質的に争いが解消するに至ったものが相当数含まれていると推測されるので、実質的な解決率は約八〇パーセントに達するものとみられる。互譲による紛争解決制度としての民事調停の顕著な功績といえる。

第4表に一七条決定とあるのは、民事調停法一七条の調停に代わる決定を指している。そのうち調停部門における決定数は四〇七件で、主として債務弁済協定事件において活用されている。これに対し、訴訟部門における決定数は二九九七件で、既済総数の約二二パーセントを占めている。この決定は、貸金請求等の訴訟事件において、被告が分割払いを希望しながら病氣、遠隔地等の理由で法廷に出頭できないときに、裁判上の和解に代わるものとして利用されている。

貸料改定事件は、物価の上昇期にあつては「民事調停事件処理要領(案)」の提唱するスライド方式に基づいて処理され、一七条決定もこれに準拠して行

われてきたが、地価下落のもとでなお固定資産税評価額が上昇するという現在の混乱期にあつては、当事者双方を説得するに足りる適切な変動率のないのが実情である。そのため、取引事例の集積及び近傍類似の賃料との比較に重点を置くなどの複雑な処理を余儀なくされており、貸主と借主の利害の調整に多くの困難が伴う。新しく作成された「民事調停事件処理の手引」では、必ずしも単純明快とはいえないものの、解決策の一つを提示している。

(二) 審理期間

平成八年の既済結果からみた審理期間は、第5表のとおりである。これによると、六九・八パーセントの事件が申立てから三月以内に、八九・一パーセントの事件が申立てから六月以内に終了している。簡易迅速な紛争解決を目的とする調停制度の着実な成果をみることができよう。

(三) 調停事件の処理には、以上のほか、調停の円満な解決に必要と認められる保全処置として、調停前の措置、執行手続の停止なども含まれており、重要な役割を果している。

(四) 調停条項の裁定及び正当な理由なく出頭しないことによる過料の裁判も、法律には規定されているが、東京簡裁においては、実際に行われた例がないようである。

裁定制度は、賃料改定事件についての調停前置制度の導入に併せて適用範囲が拡大されたが、書面による事前の合意が必要であるなどの厳格な要件があるためか、活用されておらず、むしろ、要件が緩やかで当事者の異議権が認められている調停に代わる決定の方が数多く利用されている。

過料制度もほとんど利用されてはいない。現実には制裁を加えてまで出頭を強制しても、当事者双方の

第3表 東京簡裁における新受事件の種別内訳(平成8年)

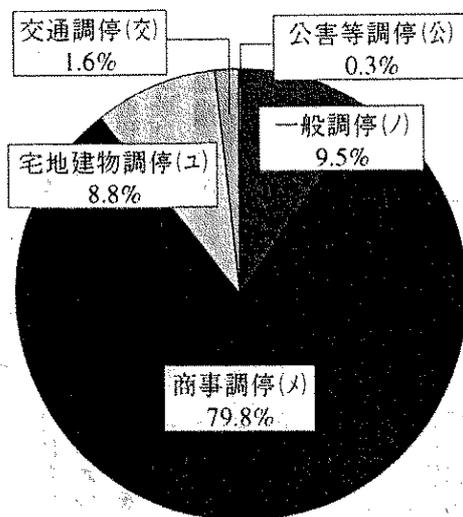
事件の種別	件数	パーセント	備考
(ノ)一般調停	1313	9.5	
(メ)商事調停	11034	79.8	
㊦貸金業関係	6834	全新受に対する割合	57.36%
信販関係	1093		
(ユ)宅地建物調停	1214	8.8	
㊦賃料改定	434	(ユ)に対する割合	35.74%
(交)交通調停	215	1.6	
(公)公害等調停	43	0.3	
合計	13819	100%	

理性的な話し合いと互譲による円満な合意が期待できないという配慮からと思われる。むしろ、制裁規定の存在自体に意義があるといえようか。

四 おわりに

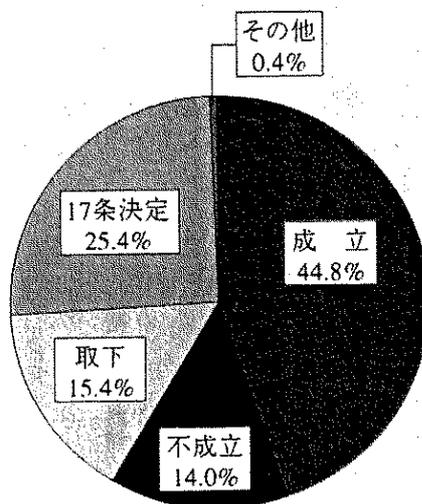
わが国における調停制度は、代替的な紛争解決制度の中で最も成功したものとして、現在では、世界的に通用する制度となっている。温和で決定的な対立・抗争を好まない国民性にマッチしていることにもよるが、簡易、迅速、低廉な紛争解決制度としてのメリットは、民事訴訟を脅かすにまで至っているともいわれる。このような調停制度の運営に当たる東京簡裁の調停部門は、ますます充実発展していくことが期待される。

(おた ゆたか)



第4表 既済結果の内訳(平成8年)

成 立	不成立	取 下	17条決定	その他	合 計
5998	1874	2072	3404	47	13395
44.8%	14.0%	15.4%	25.4%	0.4%	100%
60.3%	18.9%	20.8%	←成立・不成立・取下のみの比率		



第5表 既済結果からみた審理期間(平成8年)

3月以内	6月以内	1年以内	3年以内	3年を超える
9355	2584	1012	436	8
69.8%	19.3%	7.6%	3.2%	0.1%